

①就学援助制度

経済的な理由でお困りのご家庭に対して、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。
蟹江町では、新入学学用品費・学用品費・修学旅行費・給食費が援助対象費用となります。

◆対象となる家庭

- ① 生活保護が廃止または停止された家庭
- ② 町民税が非課税または減免された家庭
- ③ 個人事業税または固定資産税が減免された家庭
- ④ 国民年金の掛金が免除、または国民健康保険税が減免された家庭
- ⑤ 児童扶養手当が支給された家庭
- ⑥ 生活福祉資金の給付を受けた家庭
- ⑦ その他経済的理由のある家庭

☆注意☆

上記のいずれかに該当していても、所得額が認定基準額を超過している場合は、援助を受けることができません。

◆申請方法

- ・受給申請書（教育委員会にあります）
 - ・援助費の振込み先となる保護者名義の預金通帳（ゆうちょＢＫも可）
 - ・世帯全員のマイナンバー通知書 又は カード
 - ・賃貸住宅にお住まいの方は、家賃がわかる書類（賃貸契約書）
- をお持ちのうえ、蟹江町教育委員会（蟹江町役場 2 階 教育課）へ。

【詳細については教育委員会へご確認ください。申請の案内は町広報誌にも掲載されます。】

毎年、教育委員会への申請が必要です。
なお4月中に申請し、認定がなされれば4月分から援助を受けることができます。
（申請は、蟹江町教育委員会にて随時おこなっています。）